府監第１６５８号

平成31年１月28日

　請求人　様

大阪府監査委員　　大　西　寛　文

同　　　　　　　　山　本　浩　二

同　　　　　　　　岸　本　佳　浩

同　　　　　　　　森　田　秀　朗

同　　　　　　　　高　橋　明　男

住民監査請求について（通知）

　平成30年12月26日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり通知します。

記

第１　請求の要旨

　　　住民監査請求書及び事実証明書類の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

　１　平成27年（2015年）４月12日執行の大阪府議会議員選挙において、議員候補者であった９名（以下「本件議員候補者」という。）は、レンタカー会社（以下「本件レンタカー会社」という。）から選挙運動用自動車を調達し、本来の価格よりも水増ししたレンタカー代金を大阪府選挙管理委員会に対して請求し、違法に利益を得ている。

本件議員候補者の所為は、公費支出を受けたレンタカー代金の使途において、大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）に反するものであり、また、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第２条第14項「事務処理にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」及び地方財政法第４条第１項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」に反し、違法かつ不当である。

　２　監査委員は大阪府知事に対し、当該レンタカー代金に係る公費（合計123万9,300円、以下「本件公費」という。）及び民法に定める年５％の利息につき、返還を求める措置を講ずるよう、勧告することを求める。

　３　法第252条の43第１項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

その理由として、住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できない。また、本件は大阪府議会から選出された監査委員を含む大阪府議会議員に係る事案であるので、公平を期するために個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第２　住民監査請求の要件に係る判断

１　期間制限に関する関係法令について

法第242条第１項の規定による監査請求について、同条第２項は「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定め、請求することができる期間に制限を設けている。

　２　本件請求の期間制限に関する判断について

請求人が主張する本件公費に係る支出は、平成27年度における財務会計行為であり、当該年度における財務会計上の行為は遅くとも翌年度の出納閉鎖期日（平成28年５月31日）までに支出行為が完了することから、本件請求は法第242条第２項における「当該行為のあった日又は終わった日」から１年を経過してなされたことは明らかである。

ところで、法第242条第２項ただし書において、「正当な理由があるときは、この限りでない」とされているところ、請求人は、平成31年１月23日付け理由書において、本件公費の支出行為を知ることができた日（情報公開請求により府議候補に対する支出が明らかになった日）から１年を経過していないことから、同項ただし書きに定める「正当な理由」がある旨主張する。

この点、最高裁判所第１小法廷平成17年12月15日判決は、「普通地方公共団体の住民が調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度の当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、法第242条第２項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容が知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」と判示したうえで、「知ることができたと解される時から約４か月弱の期間が経過した監査請求は相当な期間内になされたものということはできない」旨判示している。また、一連の最高裁判所判例において、期間経過後の知ることができたと解される時点をもって、新たな1年間の期間の起算点とする解釈は示されていない（最高裁判所第1小法廷判決平成18年6月1日、最高裁判所第1小法廷判決平成20年3月17日）。

これを本件についてみると、大阪府選挙管理委員会事務局を調査したところ、請求人は平成30年５月21日付けで「平成27年４月12日執行大阪府議会議員選挙公営支出一覧【一般運送契約・借入れ】」について情報公開を受けており、本件公費の存在を知っていたことが認められた。また、請求人は平成30年７月９日に本件レンタカー会社に架電し、そのレンタル料金の内容について聞き取った旨請求書に記載していることからすると、同日をもって、本件公費支出の内容を知ることができたものと解される。したがって、その後５か月以上経過してなされた本件住民監査請求は、期間経過に係る特段の事情も示されておらず、相当な期間内になされたものと認めることはできないから、本件住民監査請求が１年を経過してなされたことに正当な理由も認められない。

第３　結論

　　　以上のとおり、本件住民監査請求は、法第242条第２項の要件を満たさない請求であるため却下する。

なお、請求人は個別外部監査を求めるが、本件住民監査請求は法の要件を満たさない不適法な請求であり、個別外部監査を行うかどうかの判断を行う必要がないことから法第252条の43第２項に基づく通知を行っていないこと、また、大阪府監査委員には議員のうちから選任された委員がいないことを附言する。